三　法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分の内容に関する情報
四　労働金庫電子決済等代行業者の業務又は労働金庫電子決済等代行業者の業務用者からの苦情の内容及び処理内容に関する情報
五　労働金庫電子決済等代行業者の業務及び労働金庫電子決済等代行業に関する統計情報並びにその基礎となる情報
六　その他認定業務を適正に行うために金融庁長官及び厚生労働大臣が必要と認める情報

（指定申請書の提出）

第百五十二条の二の二十　［略］

（指定申請書の添付書類）

第百五十二条の二の二十一　銀行法第五十二条の六十三第二項第五号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一　法第八十九条の十三第一項の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、収支計算書若しくは損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（同項の規定による指定を受けようとする者（第三項において「申請者」という。）が当該申請の日の属する事業年度に設立された法人（同条第一項第一号に規定する法人をいう。第百五十二条の二の二十六第三項第三号において同じ。）である場合には、その設立時における財産目録又はこれに準ずるもの）

二　法第八十九条の十三第一項の規定による指定後における収支の見込みを記載した書類

銀行法第五十二条の六十三第二項第六号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一　第八十二条の十八第一項第二号の規定により全ての金庫に対して交付し、又は送付した業務規程等

二　全ての金庫に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三　［略］

3　銀行法第五十二条の六十三第二項第七号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　申請者の総株主等の議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいう。次号及び第百五十二条の二の二十九第二項において同じ。）の百分の五以上の議決権を保有している者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

二　［略］

三　役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第百五十二条の二の二十三及び第百五十二条の二の二十四において同じ。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

四　［略］

五　役員が法第八十九条の十三第一項第四号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号イ及びロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）

六　［略］

七　紛争解決委員（銀行法第五十二条の六十四第一項に規定する紛争解決委員をいう。第百五十二条の二の二十七第二項第三号において同じ。）の候補者並びに紛争解決等業務に関する知識及び経験を有する役員及び職員（以下この号及び次号並びに第百五十二条の二の二十九において「役員等」という。）の確保の状況並びに当該役員等の配置の状況を記載した書面

（指定申請書の提出）

第百五十二条の二　［同上］

（指定申請書の添付書類）

第百五十二条の二の二　［同上］

一　法第八十九条の五第一項の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、収支計算書若しくは損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（同項の規定による指定を受けようとする者（第三項において「申請者」という。）が当該申請の日の属する事業年度に設立された法人（同条第一項第一号に規定する法人をいう。第百五十二条の二の七第三項第三号において同じ。）である場合には、その設立時における財産目録又はこれに準ずるもの）

二　法第八十九条の五第一項の規定による指定後における収支の見込みを記載した書類

2　［同上］

一　第八十二条の三第一項第二号の規定によりすべての金庫に対して交付し、又は送付した業務規程等

二　すべての金庫に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三　［同上］

3　［同上］

一　申請者の総株主等の議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいう。次号及び第百五十二条の二の十第二項において同じ。）の百分の五以上の議決権を保有している者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

二　［同上］

三　役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第百五十二条の二の四及び第百五十二条の二の五において同じ。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

四　［同上］

五　役員が法第八十九条の五第一項第四号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号イ及びロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）

六　［同上］

七　紛争解決委員（銀行法第五十二条の六十四第一項に規定する紛争解決委員をいう。第百五十二条の二の八第二項第三号において同じ。）の候補者並びに紛争解決等業務に関する知識及び経験を有する役員及び職員（以下この号及び次号並びに第百五十二条の二の十において「役員等」という。）の確保の状況並びに当該役員等の配置の状況を記載した書面